

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

CNNニューズ



号外

国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN) プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

自治省の 国民総背番号制度 国民皆登録

証制度 導入案(最終報告) に対する見解

背番号(住基番号)コードと国民IDカードによる

データ監視社会 化プランを批判する

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

一九九六年四月二日運営委員会承認

自

自治省は、現在、各市町村に散らばっている住民記録を一元管理するということ、全国の住民を対象に一人ひとりに住民基本台帳番号コード(住基番号コード)を強制的につける計画を進めている。このために、同省行政局長の私的研究会(住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会)を設け、検討を重ねてきている。

この自治省研究会は、昨年(九五)年三月に「中間報告」を発表した。

この「中間報告」は、北欧諸国などで採用する「出生番号」に基づく、国民総背番号制度に加え、国民皆登録証制度の導入をねらったものである。マスコミ、市民団体(NGO)、学識者などから厳しい批判を浴びたように、この「中間報告」は数多くの問題を含んでいた。

自治省研究会は、その後も検討を行い、九六年三月二十八日に「最終報告」を公表した。

その中で、各人に付けられる住基番号コードは、生涯不変、全国一連、一人一番号が基本となること。また、各人に番号コード・カード(住基IDカード)を発給し、広範な分野で番号コードを利用すること。さらには、全国の住民にランダムに付けられた10ケタの番号コードおよび基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)を、全国ネットワークで一元管理するために、全国の市区町村と専用回線で結んだ都道府県および全国単位のセンターを設けることなど、の方針を明らかにした。

PIJ運営委員会は、この「最終報告」を慎重に検討し、見解をまとめるに至ったので発表することにした。

《主な記事》

- 自治省の 国民総背番号制度 国民皆登録証制度 導入案 (最終報告) に対する見解
- 住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会最終報告の要旨
- 自治省「最終報告」に関する新聞の解説・社説

行政官僚にこのような重大な

政策決定をさせてよいのか

この「最終報告」の最大の特徴は、自治省行政局長という一行政官僚が設けた私的研究会が、国民総背番号制度 および、国民皆登録証制度の導入といった極めて重要な政策課題について検討をすすめていることである。

この「最終報告」が現実のものになるとすれば私たち国民は、行政が一方的に巧みに作り上げた 国民総背番号制度の中で生かされる 形になってしまふ。

この「最終報告」は、行政が、住基番号コードおよび番号コードを織り込んだ身分証明書(IDカード)で、国民のプライバシーをコントロールできる仕組みになっている。

たんに番号コードなしでは生活できない番号化社会のみならず、IDカードがないとあらゆる日常生活が難しい IDカード化社会の方向をめざしている。

まさに私たち国民の精神的自由にも多大な影響を及ぼす データ監視社会化の提案である。

こうした重大な意味を持つ制度の検討に

ついで、「最終報告」という形で、一行政官僚とその手のうちにある協力者グループが発表することに、まずもって、私たちは異議を唱えなければならぬ。国民のコンセンサスや、本来政策決定に責任を持つはずの立法府、つまり国会での論議もないまま、「最終報告」が出される状況は異常としか言いようがない。

まさに国民不在、行政優位国家現象の最たる例の一つといえる。

こうした国民のプライバシー権に対し重大な影響を及ぼす政策方針の策定・発表について、立法府である国会がコントロール機能を失っていることに対し、遺憾の意を表さなければならぬ。

「長良川河口ゼキ」、「高速増殖炉もんじゅ」、「薬害エイズ」、「住専」について、「住基番号コード」が、新たな行政による過誤政策の決定につがらないともいえない。

立法府の構成員（議員）に対し、この問題の重大性を認識し、国民の代表者として積極的に対応するよう求めたい。

住基番号コード制度は
エスカレーターする

「中間報告」では、生涯不変、全国一連、一人一番号を基本とした住基

番号コード制度、すなわち国民総背番号制度の導入を前面に打ち出した論調であった。

これに加え、「最終報告」では、本人確認制度のネットワーク化をスロガンに、国民一人ひとりにIC（集積回路）仕様による身分証明証（住基IDカード）を持たせるといった国民皆登録証制度の導入をねらっている点がめだつた。

「中間報告」に比べ、「最終報告」では、さまざまなパッチワーク的な緩衝策がとられている。

たとえば、これまで「番号」「制度」という言葉を使っていたのを「コード」「システム」という言葉に置き換えて、目つぶしを食わせている。また、番号コードは、「生涯不変」から「原則として生涯不変」としたり、住基IDカードの「強制交付」から形だけの「任意申請交付」とするなどが典型である。

氏名の場合と同様に、本人に正当な理由があれば変更が可能。

しかし、こうしたイメージのソフト化のための、こそくなミクロ的な緩衝策に目をうばわれているのは、自治省「最終報告」の問題の本質を見誤ることになる。

消費税の導入の場合に見られるように、いったん導入を許すと、役人

は「緩衝策」を取り払い、制度をエスカレーターさせていくことは必ずである。

これが役人の常とう手段である。PIJは、自治省との顔合わせを九六年一月二六日に行った。その席上、自治省の担当者から、「最終報告」発表後、法案作りに移り、九七年の通常国会での制度創設に向けた法律の成立をはかりたい旨の考えが示された。

しかし、こうした国民の人権に多大な影響を及ぼしかねない立法を行政が主導することについて、多くの国民にとっては、まさに寝耳に水と言わなければならない。

ほとんどの国民は、一行政官僚の設けた私的研究会の「最終報告」の内容を吟味する、十分な時間すら与えられていない。

まず、「最終報告」は、国民にとつては「番号制度の是非を考える」際には、単なる一参考意見に過ぎないことが確認されなければならない。

したがって、住基番号コード制度、住基IDカード制度の創設プラン自体に対する国民的なコンセンサスがないうちでは、法案の検討そのものが言語道断といわなければならない。

まず、国民および国会による広範な視野からの検討が必要といえる。

生活者の人格権保護
の視点の欠如

一九八三年に、ドイツの憲法裁判所は「個人を全人格的に管理することにつながる住民基本台帳番号制度は、憲法が保障する「人格権」を侵害し、憲法違反」とする旨の判断を下した。

また、オーストラリアでも一九八五年に、多目的利用を前提とした「オーストラリア・カード」という名称の、国民背番号制度の導入が提案された。しかし、この提案は、国民の人格権を国が支配し、監視社会の構築にもつながりかねないという理由から、国民の強い抵抗に会い、最終的には廃案となった。

わが国でも、一九七〇年に「各省庁統一個人コード」という名の国民背番号制度の創設プランが提案された。しかし、この提案は国民の強い反対に会い、七五年に廃案になった。本来、個人情報「各個人の財産」である。このことは、憲法一三条が個人の人格権を制度的に保障していることから分かる。

もはやわが国は、行政主導の集団主義を基調とした国を目指していない。各個人の暮らしを尊重する生活者中心の国になることを標榜している。こうした方向性を勘案すると、行

政は、国民の行政サービスに対するニーズの多様化に対応できるように、たえずサービスの充実向上に努めるように求められる。同時に、行政は、その充実向上にあたっては、憲法に保障された国民一人ひとりの人格を最大限に尊重するように求められる。

国民の人格権の尊重という観点からすれば、行政が無制限に、国民の個人情報収集することは許されない。また、それを可能にすることにまつながら、国民一人ひとりに強制的に背番号コードを入れ墨するに等しい。国民総背番号制度の導入は絶対に避けられなければならない。

背番号コードを織り込んだ国民皆登録制度の導入が回避されるべきことについても同様である。たとえ何んらかの行政番号が必要であるとしても、単一の番号コードを広範な分野で利用することは、私たち国民のプライバシーにとっては脅威となる。したがって、この場合、各行政分野ごとに固有な限定番号が、厳重なプライバシー保護措置を講じた上で、利用されるべきである。

複数の限定番号が並存するのは効率的ではない、という批判があるかも知れない。しかし、まさにこの非効率こそ、私たちのプライバシーを守りわが国をデータ監視社会にしな

いために払うべき、必要最小限のコストと考えるべきである。

こうした考え方は、コンピュータのネットワーク化が発達した今日では、憲法で保障された私たち生活者の人格権を護るために、ますます重要といえる。

この点、「最終報告」は、これまでのはじめに番号制度ありきといった行政官僚の考え方を、そのまま踏襲している。つまり、行政が個人を全人格的に管理しようという意図のもとにまとめられている。生活者の個人情報各個人の財産という視点を欠いている。

各個人の人格権を制度的にどう護るのか、といった国民の側の課題に対しては、つけ足し程度の提案に終始している。真に国民の「情報プライバシー権」を認めた上で、その保障について検討するに至っていない。

分権的 な住基番号コード情報管理システムの真偽

「最終報告」では、生活者重視の行政サービスの提供には、住基番号コードの導入が必要不可欠のように説かれている。言い換えると、生活者大国への転換が課題とされているなか、行政の効率化、とりわけ私たちのくらしに身近な市区町村のサービ

スの充実・向上のためには、住基番号コードの導入が絶対に必要であるかのように結論が導かれている。

しかし、こうした論調は、裏返せば、行政の簡素効率化を旗印とした地方公共団体の自治権の軽視、国民の人格権の軽視を、正当化しようという考え以外の何もでもない。

先の「中間報告」では、住基番号コードの制度が、国のシステムとして構築するつもりなのかどうか、すこぶるあいまいであった。

しかし、こうしたシステムを国のシステムとすることについては、憲法第八章で制度的に保障された「地方自治」に対する大きなインパクトとなるとの批判が強かった。

そこで、「最終報告」では、地方公共団体共同の分散・分権的なシステムを装うことにより、こうした批判をかわそうと努めた跡が見られる。

たとえば、「中間報告」では、自治省が主導して全国一律に一齐に付番する方法を考えていた。これに対し、「最終報告」では、各市区町村が、あらかじめ用意された全国共通の重複しない10ケタの数字からなる番号コードをランダムに選んで各住民に付番する形とした。

また、住基番号コードと基本4情

報（以下、双方を一体として「住基番号コード情報」）のバックアップ等を行うために創設される、全国単位センター（中央センター）が、一例である。つまり、全国単位センターは、自治省所管とせず、一部事務組合ないしは地方自治法上の協議会などとしてはどうか、といった提案をしている。

しかし、こうしたイメージ・ソフト化のための提案は、地方自治を尊重する単なるポーズと見た方がよい。こうした形でも、番号コード制度やセンターを実質的に自治省がコントロールするには支障がないと判断した上での提案である。

つまり、ともかく住基番号コード制度さえ導入できれば、後は制度改革という常とう手段を使えばよい、といった判断に基づいた懐柔策に過ぎない。

この点は、「最終報告」をまとめた当人達が最もよく分かっていると思うのだが、どうだろうか。

地方条例からオンライン禁止条項削除でよいのか

「最終報告」が、いかに地方公共団体の自治権や市民の人格権を軽視しているかを明らかにしている最たる例がある。

それは、地方自治体の「個人情報保護条例」に盛り込まれた「オンライン禁止条項」を、緩和・削除させようとしている点である。

現在、全国で一、一〇〇余りの地方自治体が、個人情報保護条例を制定している。そのうち、八四〇余りの自治体が、他の団体との情報のオンライン禁止・制限に関する規定を盛り込んでいる。

住基番号コード制度が現実のものとなるとすれば、住基番号コード情報の流通にとり障害となるのが、このオンライン禁止条項である。自治省は、これまでも、オンライン禁止条項の緩和・削除を各自治体に求めている。

「最終報告」では、通信回線による伝送機能が現代の情報処理技術では不可欠とされていること、地方自治体の個人情報保護技術の水準も向上していることなどをあげ、オンライン禁止条項の緩和・削除の必要性をうたっている。

しかし、単なる「データ・セキュリティ(データの安全)」と「住民のプライバシー保護」とは、必ずしも同じ次元の問題としては考えられない点も多い。

地方自治体が条例にオンライン禁止条項を置いたことの本来のねらい

は、データ・セキュリティよりも、むしろプライバシーの保護にあると見なければならぬ。

「最終報告」が言うように、データ・セキュリティの水準は上がってきているのかも知れない。仮に、それが現実であるとしても、日本のプライバシー保護の水準は、先進諸国の中では、まちがいがいなく最低に近い。

住基番号コード制度は、地方自治体のみならず、国の機関や一定の民間機関での利用も想定されている。それにもかかわらず、現在ある国の個人情報保護法は、データ照合などについてはまったく規制していない。

また同法は、まったく民間機関には適用がない。プライバシーの苦情処理等を専門に取り扱う独立した機関(オンブズパーソン)も設けられていない。

もつとも、こうしたザル法状況は、各自治体の個人情報保護条例でもほぼ同じである。

わが国は、各自治体条例に盛り込まれたオンライン禁止条項を緩和・削除できる状況にない、とみなければならぬ。むしろ、全国の自治体は、オンライン禁止条項を制定・強化し、自治体と銀行とをオンラインでつなぐファームバンキングなどを含め、住民情報の目的外使用・外部提供を

厳格に規制すべきである。

現在のようなプライバシー保護のための法的環境整備が遅れている状況のまま、オンライン禁止条項の緩和・削除を行うことは、プライバシー侵害の恒常化など、大きな問題を引き起こす可能性が高い。

そもそも地方自治体は、オンライン禁止条項を、住民の人格権保障を確たるものにするのをねらいに、憲法および法律の許容する範囲内で条例で規定しているのである。これに対し、自治省が不要な介入を行うことは、厳に慎まなければならない。

まさに、憲法第八章に制度的に保障された「地方自治」への介入にある。

いずれは住基番号コード・カード(国民登録証)なしでは歩けなくなる

「最終報告」には、現行の外国人登録証ならぬ国民皆登録証制度に近いシステムの導入といった提案が含まれている。

つまり、市区町村は、全国共通の様式の住基番号コード・カード(住民カード)を発行することになっている。

したがって、自治省は、国民総背番号制度のみならず、国民皆登録証制度の導入もねらっていることが分かる。

市区町村は申請に基づいて、国民登録証である各人の住基番号コードが記録された、全国共通仕様の「住民カード(住基IDカード)」を発行することになっている。また、この住基IDカードは、顔写真入りとすることも考えられている。

ここで注意しなければならないことがある。一つは、国民登録証という「くらいイメージ」をソフト化するために、全国共通仕様の住民カードという言い回しが使われていることである。

そして、もう一つは、住基IDカードの強制交付というイメージをソフト化するために、形だけの任意申請という懐柔策が用いられていることである。

しかし、交付を望まない者(非申請者)に対する不利益取り扱い禁止が明確にされていないければ、まったく意味がない。「カード(国民登録証)がいやなら、住基IDカードの交付を申請しなければよい」というのは理屈でしかない。

たとえば、「最終報告」に盛り込まれた緊急時等の安否確認や投票の際には、カードの利用がイメージされている。住基IDカードなしでは、実質的に緊急時あるいは日常の行政サービスが受けられなくなる、ある

いは受けにくくなる、という事態となることは容易に想定できる。

憲法第二五条で制度的に保障された生存権が、各人に発給された一枚のカードで左右される構図がでる。

いったん、こうした住基IDカードの交付を許すと、役人の発想は、カード携行の義務化へとエスカレートしていく。カード不携行者は、令状なく身柄を拘束してよいということにもなりかねない。

「最終報告」が考える住基IDカードは、IC（集積回路）仕様のものである。カードの表面には各人の背番号（住基番号コード）は記載されていないため、カード読取用端末装置を使って、住基番号コードや4情報を読み取ることになる。カード読取用端末装置をさげた警察官が闊歩し、不携行者は容赦なく連行ということになりかねない。

まさに、データ監視による収容所列島の誕生である。

アメリカの社会保障番号（SSN）カードは腐食するペーパーである。

これは連邦社会保障庁（SSA）職員の説明によると、『紛失したときに悪用されたりしないように、むしろ腐食し易い素材を意図的に使っている』とのことであった。

この点、オーストラリアは、課税目的に限定して利用するということで導入した「納税者番号（TIN）」について、カードを発行していない。これは、TINの目的外利用を防ぐこととともに、カードの国民ID番号証（国民登録証）としての利用を防ぐのがねらいという。

また、この自治省の私的研究会がイメージする国民総背番号制度のモデルともなっているスウェーデンでも、カードは発行していない。

「最終報告」では、住基番号コード制度創設は、本人確認のためのネットワークの構築がねらいであるとしている。しかし、国民は現在でも様々な「カード」を保有・携帯し、本人確認も容易にできている。

別に、新たに自治省が主導する形で、国民皆登録証制度のような負の遺産カードを持たされることを望んでいない。

また、私たち国民の人格権や生存権を、一枚のカードで左右できるような仕組みの構築も望んでいない。

まさに、こうした新たな、しかも権利侵害的なカードの発行は、税金のムダづかいである。

いずれにしても、私たち国民は、「生涯不変、全国一連、一人一番号」を基本とした「住基番号コード」の織り

込まれたIC仕様のカード」の携行など、まったく望んでいない。

顔写真入りカードの携行など論外である。「顔写真入りの場合、カードの更新が必要」というに至っては、まるで、日本国民であることを、定期的に確認されるようなもの。

指名手配写真の貼り替えではあるまいし、言語道断である。

こうしたカードが真に必要なのは、近年問題を次々と起こして国民に迷惑をかけている、役人連中である。

彼らの行状を、国民が誰でも監視できるよう、役人にこそICカードを持たせ、料亭や高級クラブで、あるいはゴルフ場やレストランで、カードを提示させ、記録を取る必要がある。

この際、一定ランク以上の高級官僚（役所の外郭団体幹部を含む）や政治家のみを対象にした「ステータス・ナンバー」制と、「ゴールドIC監視カード」制の導入を、提唱したい。

結局、行政分野での利用は無制限

「中間報告」では、住基番号コード制度は、どういった行政分野や目的に利用するつもりなのか、必ずしも明らかにされていなかった。

PIJを含め、各界から、こうした番号コードの無制限利用を放置す

ることにもしもなりかねない中間報告の基調に対しては、批判が出た。この点、「最終報告」では、行政が住基番号コード制度を利用できる目的及び分野について、ある程度のアウトラインを示した。

「最終報告」が示したところによると、住基番号コードは次のような目的及び分野での利用が想定されている。

住民基本台帳事務目的での利用
一つは、「住民基本台帳事務の効率化・広域化」目的での利用である。つまり、転入・転出事務の簡略化・効率化、一つの市区町村を越えた広域的な住民票の写しの交付等への利用である。

しかし、私たちは一生に何度こうした事務を利用・経験するのか、原点に戻って考えてみる必要がある。こうした目的のために、各人を全人格的に行政が管理することも可能な「生涯不変、全国一連、一人一番号」を基本とした国民総背番号制度の導入は、いらないはずである。実際、住民票を、スーパーへ行くように毎日役所へ取りに行く者もいない。

本人確認事務、

共通番号目的での利用

二つ目は、「他の行政機関での本人確認事務・共通番号」目的での利用

である。

つまり、パスポート発給時の本人確認、選挙の際の本人確認、その他各種の行政サービスを受ける際の本人確認、などの目的での利用である。また、納税者番号、年金番号など、他の行政分野とのデータ交換の際に使用する、共通番号としての利用である。

ちなみに、「最終報告」では、この二つ目の目的での住基番号コード制度の利用にあたっては、法令に基づくこと および 徹底したプライバシーの保護 が前提となる旨をうたっている。

至極当然なことであるが、あえてこの点を報告にうたったことは、裏返せば、こうした当然なことが今の行政ではほとんどコモン・センスとなっていないことを意味する。一方、私たちは、法令に基づく住基番号コードの利用という、一見すると 規制 にみえる表現も、実は余り歯止めにならないことを知っておく必要がある。

なぜならば、現在のわが国の立法府は、行政府の力を借りなければ、ほとんど法律を作れない状況にあるからである。つまり、行政府は、法令の改廃などほとんど自在にできる状況にあるからである。

したがって、いったん住基番号コード制度の導入を許せば、行政主導により、法令に基づく 住基番号コードの利用範囲は、みるみるエスカレートしていくことは容易に想像できる。

また、「徹底したプライバシー保護措置」の方も、縦割行政のもと、自治省にできることは限られているはずである。たとえば、大蔵省が 法令に基づき 住基番号コードを納税者番号に利用する「権限」を、自治省がどこまで 規制 できるというのか。

さらに、できるといふのなら、議会直属のプライバシー問題の苦情処理機関（オンブズパーソン）の創設など、具体的な提案を示して欲しい。絵にかいた餅 のような幻の規制プランを住基番号コード制度導入のための懐柔策に使うなど、もつてのほかである。

国民登録証（IDカード）目的での利用

三つ目は、「国民皆登録証制度」導入目的での利用である。すでに指摘したように、「最終報告」では、住基番号コードの織り込まれた 住基番号カード（住民カード）の発行を想定している。全国共通仕様の住民カード という口当たりのいい装丁をとってはい

るものの、実体は 国民身分証明（ID）カード の仕組みである。

私たち国民は、どうしてこうした「IDカード」の携行を行政に求められることになってしまふのか。また、どうしてこうした提案を自治省の行政局長の私的研究会が決められるのか、まったく解せない。

仮に住基番号コードを導入するとしても、番号を本人が覚えてしまえば、カードなど必要ないわけである。一生涯使う番号コードというのなら、覚えるのは容易であるし、カードの発行など不必要である。

IDカードを国民全員に携行させ、不携行者を連行できるように事態にエスカレートさせないためにも、カードの発行は絶対に許してはならない。もちろん、顔写真入りのIC仕様のカードの発行など、論外である。

報告の言い回しはソフトだが

表面的に、「最終報告」を読むと、「中間報告」とは異なり、行政が住基番号コード制度を利用できる目的や分野が、一見、特定されたかのようにも見える。

しかし、すでに分析したように、実際は、行政分野での利用は、無制限に拡大できる構図になっている。「最終報告」は、「国民総背番号制度」のみならず、「国民皆登録証制度」の導入

といった、私たちの人格権や生存権に多大な影響を及ぼす提案である。

「最終報告」が目指す 本人確認のためのネットワークの構築 とは、まさに、全行政機関が国民のプライバシーを包括的に管理できる データ監視社会の構築 のための提案にほかならない。

表面的な言葉に振り回されてはならない。

プライバシー保護策の内実

「最終報告」では、住基番号コード制度の導入にあたり必要と思われるプライバシー保護策について様々な角度から検討しているように見える。以下においては、「最終報告」に盛り込まれた保護策の内実について、個別的に点検してみる。

特別的法的保護策の実施は 本当に可能なのか

今日に及んでも、いまだ個人情報保護条例を制定していない地方自治体も多い。この点を動かし、「最終報告」では、住基番号コード制度の導入にあたり、住民基本台帳法のような法律の中に、独自の個人情報保護措置を盛り込むべきであるとしている。

住基番号コード制度の導入の是非はさておき、この提案そのものは、現在でも、住民のプライバシーを護

るためには当然に必要なとされる措置である。

住民基本台帳記載の個人情報、名簿業者などによって、市販されている今日、なぜ今まで、住民基本台帳記載情報の抜本的な法的な保護策がとられてこなかったのか、まったく理解に苦しむ。

住民番号コードはいいから、今すぐに国会にお願いして法的な保護策の立法化をはかるべきである。実績のない役人に国民は何もまかせられない。

ところで、「最終報告」では、行政が住民番号コード制度を利用できる目的および分野を、住民基本台帳事務に限定していない。他の行政機関での本人確認事務・共通番号目的での利用も考えている。

「最終報告」では、住民番号コード利用に係る、独自の個人情報保護のための法的措置をとる必要がある、としている。

しかし、現行の個人情報保護法や縦割行政の力関係を超えて、全行政機関を拘束する、抜本的なプライバシー保護の措置をとれるとは思えない。結局は、「自己情報コントロール権」さえも認めていない現行の個人情報保護法の枠内で、不完全な対応策を示さざるを得まい。

自治省がやれるというなら、今すぐに国民の前に実行力を見せて欲しい。

センター保有の情報内容が拡大されない保証はない

「最終報告」では、住民番号コード情報（基本情報+住民番号コード）の登録管理・改訂、バックアップ等の事務を担当するための、全国センター（中央センター）および都道府県単位センターを設けることとしている。

このセンターのファイルに記録できるデータは、氏名、住所、性別および生年月日の基本4情報と、番号コードに限定されるべきである、としている。

ちなみに、この「最終報告」がモデルとしている出生番号方式の国民総背番号制度を実施している、スウェーデンの中央センター（SPAR）

〔図1〕 SPAR入力情報の内訳

- ・ PIN (国民背番号)
- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 管理教区
- ・ 本籍地
- ・ 出生地
- ・ 国籍 (スウェーデン人、その他)
- ・ 婚姻関係 (独身、既婚、離別、etc.)
- ・ 婚姻関係を最後に変更した日付
- ・ 認知関係 (たとえば、妻・夫のPIN 子ども等扶養者のPIN)
- ・ 所得税の賦課額
- ・ 本人及び家族の所得額
- ・ 本人及び家族の課税対象資産
- ・ 居住用として保有する不動産 (1戸建て、集合住宅、農家、別荘、その他)
- ・ 不動産所在地の県の地域番号
- ・ 建物の類型 (建物の種類、大きさ、建築年、1階建て・2階建て、地下室の有無、その他主たる定着物)
- ・ 不動産の評価額
- ・ ダイレクト・メール送達の是非
- ・ このファイルを最後に変更した日付

では、広範なデータが各人のファイルに記録されている。(図1)

こうしたスウェーデンの例に見られるように、将来、センターにある各人のファイルに入力するデータを拡大しようと思えば、容易にできる。

また、拡大入力をしてはいけない、という保証はまったくない。たとえ、住民基本台帳法のような法律で、センターのファイルに入力する基本情報を限定するにしても、法令の改正を行えば、容易に拡大できる。

災害や救命用に「血液型」を、病氣治療や犯罪捜査が容易なように「DNA」をと、入力情報は次第にエスカレートしていくに違いない。

一方、センター以外のデータベースで、広範な情報を収集・保有することも可能である。歯止めはきかない。

外部提供・目的外利用の

規制は当然

「最終報告」では、住民番号コード情報が無制限に外部に提供されたり、情報主体である住民の知らないところで目的外利用されないように、当該情報を受領する行政機関に対し、利用目的の特定・明示を求めている。

また、住民番号コード情報の秘密保持および安全性確保をねらいに、当該情報にアクセスし管理する者の規制、当該情報についての法的及び技術的な措置を講じるように求めている。

当然に必要な、最低限の措置を確認したまでの記述といえる。

多目的利用が前提で、

万全なセキュリティ対策 について 何の意味？

「最終報告」では、ハッカーなど外部からのアクセスに備えるために万全な技術的なセキュリティ対策をとった、とときにPRしている。

たとえば、番号コードはランダムにつけるとか。番号コードからは氏名などが判明しないようにするとか。住民番号コード情報の各市区町村、各センター間のデータ転送には専用回線を使う等々。

確かに、こうした対策は、銀行のキャッシュカードの暗証番号(パスワード)のような場合には意味がある。預金取引のような特定ない

しは単一の目的に使われる番号コードは、一つの閉鎖されたシステムのセキュリティがしっかりとしていれば、データのリークや不法なアクセスは防げるからである。

しかし、住基番号コードは、多目的利用されることになっている。つまり、様々なシステムで使われる。住基番号コード・システムにだけ利用されるものではない。また、身元確認（ID）番号としての利用、すなわち番号主体が「他人に告知すること」も想定されている。

番号コードが多様なシステムや広範な目的に使われる場合、住基番号コード情報システム単体に対する万全なセキュリティ対策は、ほとんど意味をなさない。また明らかに「不当表示」といえる。その効果は、たとえあったとしても、肺炎の際に熱さましを飲むに等しい。

たとえば、納税者番号として利用されたらしよう。この場合、サラリーマンは源泉徴収義務者（勤務先）や税理士など民間機関に、住基番号コード情報を当然に提供しなければならぬ。逆に、源泉徴収義務者などがこの提供を要求できないとする、納税者番号としては使えない。

一方、こうして民間機関に提供された住基番号コード情報が、不法ま

たは不当に再提供されることも考えられる。しかし、データ主体である納税者（勤労者）が、それを追跡するのは困難である。

いわゆる「データ・ロンダリング」されたりすると、たとえ不法利用を発見したとしても、犯人である不法な情報提供源を特定するのは、至難のわざである。

このように、多目的利用を前提とする限り、住基番号コード情報の転送に専用回線を使うことなどは、ほとんど意味がない。この程度の基本情報は「コンピュータ・プロファイリング」の手法を使えば他から容易に収集できる。こうした形での対策は技術屋の机上の空論としか言いようがない。

あるいは、本当のねらいは専用回線設置のための「予算かせぎ」にあるのか？、と疑いたくもなる。

たとえば、オーストラリアの納税者番号（TIN）の場合、課税に利用が限定された番号である。当然身元確認（ID）番号として使ってもいけない。このように、利用目的が極端に限定されているからこそ、セキュリティ対策もできる。

また、利用価値も限定されることから、外部者が不法に入手して利用しようというインセンティブも小さく

る。いわば、パスポートの番号は、パスポート目的にしか使われないから、誰もその番号に無理やりアクセスしようとしないと同じである。

「自己情報のコントロール権」を保障するのは世界の趨勢だが「最終報告」では、センターにある住基番号コード情報の「開示」については、情報主体に対しその請求を権利として認める。

ところが、内容等の「訂正」については、単に「申し出」ができるにとどまる。権利としては請求できない形となっている。つまり、申し出をどう扱うかは、センターのお情け次第というわけである。

こうした構図となっている背景には、先進諸国では一般的となっている「自己情報のコントロール権」という意味でのプライバシー権を、認めず、国民の「自己情報のコントロール権」を認めたくないという基調があることがはっきりしてくる。

「最終報告」では、国民総背番号制度、国民皆登録証制度といった大がかりな国民監視システムの導入を目指している。それにもかかわらず、国民の「自己情報のコントロール権」ないしは「情報プライバシー権」は認めたくないという基調があることがはっきりしてくる。

この課題とみていることが、よく分かる。

センター内に苦情処理組織を設けて何ができる？

「最終報告」では、センターにある住基番号コード情報の利用、提供、開示等に関する苦情や照会等に応じるために、センター内に苦情処理組織を設けるなどにより、適切な対応に努力する、としている。

すでに指摘したように、オーストラリアでは、現在、自治省の私的研究会の「最終報告」が考えているような国民総背番号制度は、国民の反対で流産した。その後、課税目的に利用を限定した番号（TIN）制度を導入した。

しかし、その際に、議会直属の独立したプライバシー専門の苦情処理機関（プライバシー・コミッション）を設置した。また、カナダにおいても、同様のプライバシー・コミッションが設置されている。

これらの苦情処理機関は、行政機関への質問検査のみならず、立入調査や是正勧告を行えるなど、強力な権限を持っている。

「最終報告」がいうように、仮にセンター内に苦情処理組織が設けられたら。しかし、満足な権限が与えられていなければ、様々な苦情

を的確に処理することは不可能である。なぜならば、苦情は、行政機関内部で起こりうる住基番号コード情報、組織的な不法利用などにも及ぶことが考えられるからである。

なぜ「最終報告」は、こうした腑抜けな内容の組織をもつともらしく「提言」しているのであらうか。それは第一に、自分らは今まさに、国民総背番号制度や国民皆登録証制度といった、国民の人権に途方もない大きな影響を及ぼすシステムの構築を目指しているのだという認識がないからである。

ただ縦割行政の中で、縄張りの拡大だけに懸命だからである。

また、行政官僚の私的研究会が検討を行っているために、省庁間の「利害調整」だけを優先させて、小手先でシステム作りをしているからである。つまり、最初に住基番号コード制度ありきで、国民の人権や苦情処理請求権などは、まさにつけ足しと考えているためである。

したがって、本来、役人にこうした制度の検討をまかせていてはいけないのである。言い換えると、国民の代表者である国会で、高度情報化社会における国民の人権を保障する包括的な仕組みを、どう構築すべきなのかを真剣に議論しようとする

から、こうなってしまうのである。

データ照合の禁止

各行政機関は、住基番号コードを使ってデータベースをつくれば、データ交換、データ結合、データ照合（以下「データ照合」）が容易にできるようになる。

これをコンピュータを使ってオンラインで実施すればなおさらである。番号コードとコンピュータを使ったデータ照合の拡大は、多くの先進諸国で大きな問題となっている。そしてこれら先進諸国では、プライバシー保護と行政の効率性とを両立させるために、データ照合規制法令を制定し、対応してきている。

「最終報告」では、住基番号コードを使ってつくられたデータベースと、他のデータベース相互間では、コンピュータを用いて「データ照合」を行うことを禁止すべきである、と説く。若干、現実を知らない「素人」による机上の空論に近い提案とも思えるが、まことに結構である。

もし、このとおり行政機関相互の「データ照合」が禁止されれば、個人情報保護措置も可能になる。しかし、こんな融通の利かない「不便な番号制度」を、大蔵省など他の省庁が、そのまま認めるとも思えない。役人が考えているのは、地方自治

体の条例からオンライン禁止条項を削除させるのと同様の作業をもう一度やればよい、ということであろう。つまり、住基番号コード導入のあかつきには、データ照合の壁も取りはずしてしまえばよいといった考え、と思われる。

いずれにしろ、「データ照合」の規制ということになると、長い時間をかけた省庁間での綿密な調整が必要となる。しかし、これでは「最終報告」を拙速に出せない。そこで、とりあえず「禁止」を打ち出しておこうということであろう。

いわば、しばらくの間、臭いものはフタをしておこうということだ。自治省が「最終報告」のこの提案を本心から尊重し、豹変しないことを祈るばかりである。

民間部門での自発的利用の規制の内実

住基番号コードは、その利用を法律で規制しないと、民間機関で自由に使われることになる。

民間機関での番号コードの自由な利用を放任すれば、金融機関、信用調査機関、保険会社、学校・病院などあらゆる民間機関が、この住基番号コードを使って、データベースを構築することになる。

さらに、番号コードの無制約な利用ができるすると、各人の番号コードを「マスターキー」として使い、各種のデータベースに相互にアクセスし、あらゆる個人情報、効率的に、大量に、短時間に収集することが可能になる。

そうなれば、こうして収集した個人情報、商品化あるいは濫用する企業が、当然に出てくる。番号コードのない今ですら、歯止めのない状況にある。

先の「中間報告」では、民間機関による住基番号コードの自由（自発的）利用を、規制するつもりなのかどうか明確にされなかった。このため、強い批判を受けた。

こうした批判にこたえるため、「最終報告」では、次のような趣旨の基本的考え方が示された。

住基番号コードを使って民間機関が自由にデータベースを構築することを認めることには、一定のメリットがある。一方、個人のプライバシーへのインパクトも非常に強くなる。この点については、現在のところ、どちらの政策を選択すべきなのか、必ずしも社会的なコンセンサスがあるとはいえない。したがって、当面、抑制的な対応がとられるべきである。以上が、「最終報告」の基調骨子で

ある。

民間での自由な利用の

規制は本当にできるのか

「最終報告」では、抑制的であるために、原則として民間機関には住基番号コード情報の提供を行わないとしている。

また、個人に対し、法令上の権限がある者は別として、民間機関はデータベースをつくるなどをねらいに取引の条件等として、強制的に番号コードの提示を求めてはならない、としている。

したがって、たとえば、JR各社は定期券購入者に対し、「住基番号コードを提示しない限り定期券を売らない」とすることはできない。当該コードの織り込まれたカード（住民力ード）の提示強制も同じことである。

しかし、定期券購入者に対し、本人確認目的で、任意に、住基番号コード（ないしはカード）の提示を求めることは構わない、ことになっている。

運転免許証の更新時に、「交通安全協会の会費の方、ご協力いただけますか」といわれるのは、周知の事実である。この場合、「いえ、私は協力できません」といえる市民は少ないのではないだろうか。

同じように、「お取り引きの前にご面倒でも住基番号コード（カード）

で本人確認をさせていただきませんが、よろしいですね。」と請われたら、たいていは拒否するのが難しい。

また、こうして開示された番号コードの使い途を追跡するのは、さらに難しい。

したがって、住基番号コードの織り込まれたカード（住民カード）の発行はむろんのこと、民間機関に、いかなる場合であっても、本人確認の目的で住基番号コードを使うことを許すこと自体が間違っている。

カードの発行を許すことは、確実に、将来に禍根を残す。

専門の監視機関なしで、

データベース規制は困難

「最終報告」では、民間機関は、法令上の権限がある者は別として、住基番号コードを使ってデータベースをつくってはならない、としている。

すでに指摘したように、「最終報告」では、住基番号コードの納税者番号としての利用も想定している。この場合、たとえば雇用主は、給与支払の際に、被用者に対し、「源泉課税」を理由に、住基番号コードの提示を求めることになる。

雇用主は、法令で許される場合は別として、提示された番号コードを使ってデータベースをつくってはならないことになっている。

逆に、「法令が許す」と、データベースをつくってもよいことになる。

しかし、たとえば雇用主が法令に違反してデータベースをつくっている場合、あるいは提示された番号コードを違法に目的外利用しないしは外部提供している場合、被用者はどういった対応が可能なかが問題となる。

現行の個人情報保護法は、民間機関には適用がない。また、すでに指摘したように、多くの先進諸国が、かけ込み救済が求められるようにと、議会直属の機関ないしは独立行政機関として設けているようなプライバシー（オンブズパーソン）も、わが国にはない。

このように、わが国では、民間機関によって情報上のプライバシーを侵害された者が、省庁間の壁を越えた形で迅速な救済を受けるための制度は、ほとんど未整備の状況にある。

「最終報告」が民間機関での住基番号コード制度の利用規制を打ち出したまではよい。しかし、民間部門でつくられている各種データベースの数は、膨大である。

不法行為の監視、効率的な規制、迅速な被害者救済のできる、独立した強力な権限を持った機関の設置を始めとした、プライバシー保護のためのインフラストラクチャー（基盤）

が整備されなければ、私たち国民の人格権は護られない。

「最終報告」が想定する住基番号コードは、言うまでもなく、省庁間の壁を越え、さらには民間機関でも広く利用される可能性が強い。

それにもかかわらず、「最終報告」では、これに見合ったインフラストラクチャーは具体的にイメージされていない。法的規制といったようなお題目を唱えるばかりである。まさに、「最終報告」の致命的な欠陥といえる。

私たちPIJは、自治省の国民総背番号制度、国民皆登録制度導入案（最終報告）に、絶対反対である。

要旨

住民記録システムのネットワークの構築等
に関する研究会報告書（最終報告書）

一九九六年三月二十八日

自治省 行政局 振興課

以下の記事は、去る三月二十八日に発表された「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」最終報告書について、自治省行政局振興課が作成した「報告書のポイント」を、再録、掲載した。

1 目的

今後の高度情報化社会や高齢社会、地方分権の流れに対応していくとともに、全国的な住民の移動や交流が一般化し、地域間の交流や連携も活発に展開しているという状況の下での住民サービスの向上と行政の簡素効率化を図るため、住民基本台帳に記録された全ての住民を対象とした、全国的な本人確認のためのネットワークシステムを構築する。

2 制度の概要

ネットワークシステムの構成

全国の市町村を通信回線で結びネットワークシステムを構築する。氏名、住所、性別及び生年月日の四情報と住民基本台帳コード

（後述）を転送するためのコンピュータ（コミュニケーション・サーバー）を各市町村に新たに設置し、これと都道府県センターと全国単位センターとを専用回線で結ぶ。

ネットワーク化に当っては、住民基本台帳電算システム自体には外部からいかなるアクセスもできないようにし、住民基本台帳情報の安全性を確保する。このシステムを「住民基本台帳ネットワークシステム」（以下「ネットワークシステム」という。）

国のシステムではなく、地方公共団体共同の分散・分権的システムとして構築する。

ネットワークシステムの構築に当たっては、個人情報保護の観点から、万全の技術的なセキュリティ対策を講じる。

住民基本台帳コードの設定

ネットワークシステムの基本的な構成要素として、また、ネットワ

ークシステムを通じて本人確認を行うために、住民個人を単位とする全国共通の重複しない住民基本台帳コード（以下「コード」という。）を設定する。

コードは、市町村が、あらかじめセンターにより発行された乱数群の中からランダムに設定する。

コードは10けたの数字からなるものとする

コード自体からは、コード設定市町村や、氏名、住所等の個人情報 が判別できないようにする。

市町村はコードを設定後、速やかに本人にコードを通知する

コードは、市町村を越えた住所異動を行っても原則として変わらないが、本人が不利益を受ける事態が生じる等の正当な理由がある場合には変更しうるものとする。

センターの設置及びその性格

都道府県単位及び全国単位のセンターを設置する

センターは、以下の機能を果たすものとする。

ア ネットワークシステム内の連絡調整機能

イ 他の行政機関への四情報提供の窓口機能（3参照）

ウ コードの技術的なチェック機能

エ 市町村の住民基本台帳電算システムのバックアップ機能
都道府県単位センターの機能については、都道府県の事務として位置付ける。全国単位センターについては、都道府県の共同の組織として設置する。

センターにおいて、氏名、住所、性別及び生年月日の四情報（現在も住民基本台帳の閲覧等により公開情報とされている。）をコードとともに保有する。

センターに、ネットワークシステムに係る住民からの相談・苦情等の適切な処理を行うための審議組織等を設ける。

住民基本台帳カード

住民がネットワークシステムを利用してより積極的に行政サービスを受けることができるようにするため、本人の申請により、市町村が全国共通式のカード（住民基本台帳カード。以下「カード」という。）を住民に発行する。

3 ネットワークシステムの利用分野

住民基本台帳事務の効率化・広域化

（例）

- ・転入・転出事務(年間四六〇万件)の簡略化・効率化
- ・市町村の区域を超えた広域的な住民票の写し等の交付
- ・行政手続きにおける住民票の写し(年間八四〇〇万件)の添付の省略
- ・転出後短期間のうちに再び転入してきた者(再転入者)の正確な把握
- ・災害時等における住民基本台帳電算システムの補完

他の行政機関における

本人確認事務への利用

法令上明確に規定された分野に利用を限定するとともに、必要な個人情報保護措置を講じた上で活用する。

(例)

- ・行政機関等における本人確認事務の効率化(選挙の際の本人確認、災害時・緊急時等の本人確認、旅券交付の際の本人確認、広域的な公共サービスの利用の際の本人確認など)
- ・行政手続きにおける住民票の写しの添付の省略(各種免許の申請・変更、各種給付の申請など)
- ・公的年金等の受給者に係る現況確認事務の省略
- ・政府税制調査会をはじめ各方面の議論等を踏まえて将来的に納税者番号制度が導入される場合において、このネットワークシステムの活

用が可能

その他カードの活用が想定される場面

カードの活用により、申請手続きの簡素化、窓口業務の効率化をはじめ、本人の選択によりIDカードとしての利用が可能となる。また、カード内のICの記憶領域について市町村独自の活用の余地を認めることでさまざまな行政サービスへの利用が可能となる。

4 個人情報の保護

基本的にOECD理事会勧告八原則を前提とするほか、今日的な課題にも対応できるように、以下の事項について法令上及び技術上万全の保護措置を講じる。

ネットワークシステムに係る保護措置

センターが保有しうるデータは氏名、住所、性別及び生年月日の四情報並びにコードに限定する。

他の行政機関がデータ提供を受けることができる場合及びその利用目的等については、法令上限定する。

センターの業務に従事する者に対して、守秘義務を課すとともに、ネットワークシステムにアクセスすることができない者を限定する。

個人情報の適切な管理のために必要な技術的保護措置(例・専用回線の利用、通信データの暗号化、パスワード等による端末操作者の認証チェック、ネットワークシステムへのアクセス監視)を講じる

センターが保有するデータについては、ネットワークシステムの活用により、最新性・正確性を確保する。センターに対する自己のデータについての開示請求等を認めることとする。

コードを基礎に構築されたデータベースと他のデータベースとを結合してはならないこととする。

民間部門の利用規制に係る措置

民間機関には原則としてデータ提供を行わないものとする。

法令上の権限を有しない者は、取引の条件等として、コードの提示を求めてはならないものとする。

法令上の権限を有しない者は、コードを基礎としたデータベースの構築をしてはならないものとする。

5 今後の検討について

住民基本台帳制度を所管している自治省においては、今後、このネットワークシステムの導入や運用の主体となる地方公共団体をはじめ各方面における議論を経て、その導入に

向けた法制的・技術的検討を進め、ネットワークシステムの早期導入を図るべきである。

(別図)

- 図1 ネットワークシステムの概念図
- 図2 コミュニケーション・サーバーのイメージ 略
- 図3 技術的な安全性確保措置のイメージ 略
- 図4 住民基本台帳カードの様式のイメージ
- 図5 災害時等において市町村の住民基本台帳電算システムが稼働しないときの補完のイメージ 略
- 図6 市町村内任意の投票所における投票のイメージ 略
- 図7 緊急時等の安全確認のイメージ 略
- 図8 他の行政機関等における本人確認のイメージ 略
- 図9 カードを利用した広域的な公共サービスのイメージ 略
- 図10 年金業務における現況確認手続の簡素化のイメージ 略

(資料編) 略

《編集部より》

自治省研究会の「最終報告」本文や図版、資料などの詳細な情報をご希望の方は、PIJ事務局までお問い合わせください。

図1 ネットワークシステムの概念図

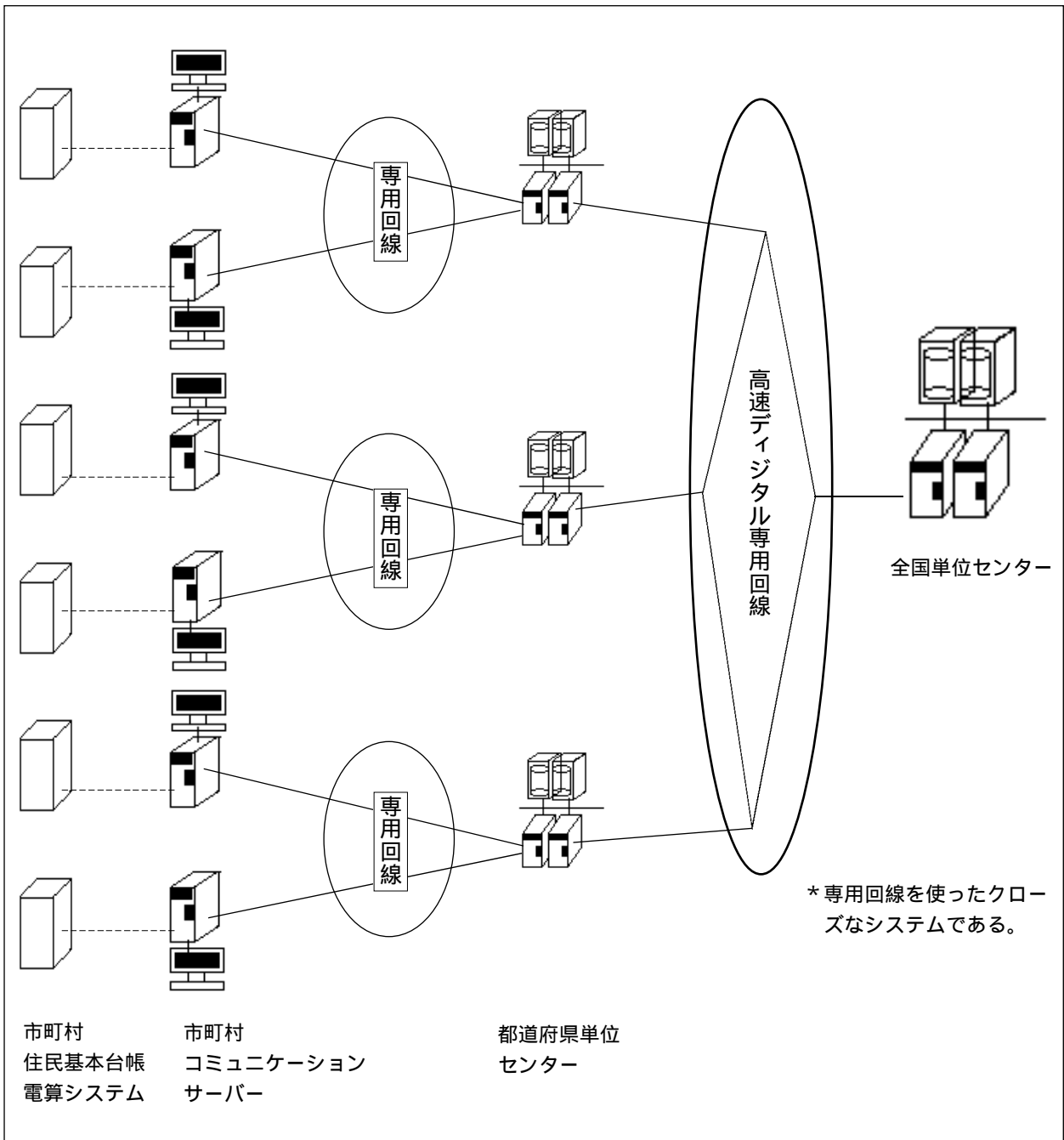
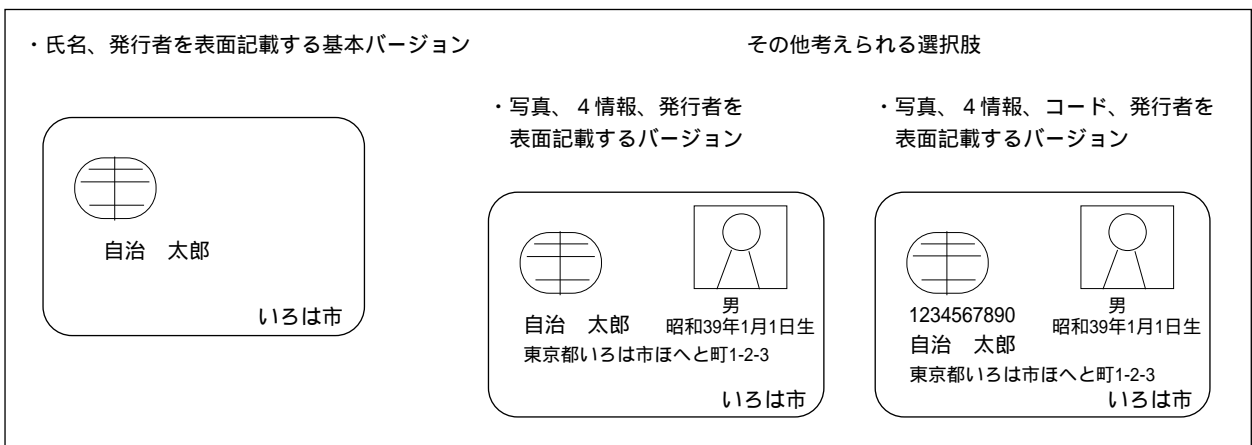


図4 住民基本台帳カードの様式のイメージ



新聞は、自治省研究会の「最終報告」をどう報道したか？

主要全国紙の住民基本台帳番号制度をめぐる社説・解説

去

三月二十九日、新聞各紙は一齐に、自治省研究会の住民基本台帳番号構想の「最終報告」を、報道した。

各紙の社説・解説記事のなかから、「最終報告」に対する各紙の見解・意見を抜粋し、以下にその要旨を報告する。

東京新聞(96・3・29朝刊)

国民総背番号の導入を最終提言

自治省の研究会は、住民基本台帳の一人一人に番号を付ける「国民総背番号制度」導入を検討すべきだ、とする報告書をまとめた。制度が導入されれば次の段階として「納税者番号制度」に発展する可能性があり、「プライバシー保護問題とも絡んで論議を呼びそつだ。」(解説記事)

東京新聞(96・3・29朝刊)

自治労が見解発表

住民基本台帳制度の変質、住民情報の中管理、個人情報保護の侵害の恐れがある。保有データの限定などの保護措置は、個人情報保護法に比べて多くの点で改革を指向する内容であり評価できるが、その実効性についてなお検討を要する。

東京新聞(96・3・29朝刊)

「事務効率化」というが
プライバシー保護に不安

最大の問題はプライバシーの保護。現行のプライバシー保護法は自治体管理の住民基本台帳ネットワークシステムに及ばない。自治体の保護体制がしっかりしているかどうかが焦点になる。

国民総背番号は、納税者番号制度に利用される可能性があることも問題。

納税者番号制度の方式は、厚生省が来年一月から実施方針の「基礎年金番号方式」採用が有力。このため、

自治省は住民基本台帳番号制度導入を急ぎ、納税者番号制度実施の際、この方式を採用させようと巻き返しを図る。省庁間の主導権争いの側面が強い。国民総背番号制や納税者番号制導入は、国民の多数支持を得ているとはいえない段階。国会をはじめ、国民の幅広い論議が必要。

(政治部解説記事)

毎日新聞(96・3・29朝刊)

説得力欠く「危機管理」

プライバシー保護に課題

情報の電算化は時代の流れとして済まされる問題ではない。国民一人ひとりが国によって付番管理されることへの抵抗感、プライバシー侵害への恐れなど報告書は説得力に欠ける。

番号制度は地方分権の考えにも沿うものというが、無理がある。この報告書を「プライバシーがまだクリアされていない」と読む地方自治体が現れ、システムに参加しないといったらどう説得するのか。それでも押し付けたら地方分権どころか中央集権になってしまう。

カード発行も本人の同意に基づくというが、行政側がやがて本人確認のためカード提示を求め、暗黙の強制が起らないと保証できるか。力

ードに個人の健康状態など市町村独自の情報を盛り込むことになる」と、プライバシー保護の観点からも危険なことになる。

金融機関の顧客信用信息など既存のデータベースと合わせて膨大な個人情報データベースを作る「データマッチング」は禁止されているが、法令に書き込むだけで歯止め措置となるのかどうか。

番号制度に、自治省試算ではシステムを買い取れば約千三百億円、リースなら年間約四百億円もかけて導入するメリットが国民の側からは見えてこない。

さらに他の省庁から「センター設置は自治省の天下り先確保が狙い」といわれる状況ではとても機が熟したとはいえない。(解説記事)

毎日新聞(96・3・31朝刊)

国民が辛抱強くチェックの必要

官僚は、その場その場で最善の努力をしているのかもしれない。しかしそのことが国全体の中でどういう意味を持つのか、日本の将来にどんな影響を与えるのか、までは考えない。国民に番号をふるということは、国の在り方、個人の尊厳にかかわる重大な政治課題である。それなのに行政の事務処理の次元にわい小化し

て、いかに本質的問題から国民の関心をそらすかに、官僚はその優秀な(?)頭脳を使っているように映る。

ある自治相経験者が「国民に番号をふるというのは印象が悪い」と注文をつけた。そこで官僚の考えたのが番号を「コード」に読み替えたこと。番号もコードも同意だが、横文字にすれば印象も変わろうというのである。

自治省が住民番号制導入を図ろうとしているのは、天降りポストを作るためではとの見方すら他省庁にある。こうなると日本の行政システムは絶望的である。しかし日本から逃げる事ができない以上、私たち国民が投げやりにならずに辛抱強くチェックしていかねばならない。

〔日曜論争・論戦に思う〕

日経新聞(96・3・29朝刊)

共通番号システムで本格論議を

番号システム導入で行政の効率化や住民サービスの向上がどこまで図れるのか、プライバシー保護は大丈夫かなどについて、納税者番号制度をも視野に入れて本格的に議論する時が来た。

番号を付けられることへの違和感や不安を解消できるかが最大のポイント。国民の政治や行政への信頼感

をどう確保していくかが重要。

報告書をたたき台に共通番号システムをめぐる議論が盛り上がるのを期待したい。(社説)

読売新聞(96・3・29朝刊)

利用拡大は慎重論議必要

今回の報告書は(厚生省の「基礎年金番号制度」に対して)住民基本台帳番号制度の優れた点をアピールすることを強く意識したもの。

個人番号制度の導入に当たっては個人のプライバシー保護に神経過ぎるほどであつてもおかしくない。

いったんこうしたシステムが導入されれば、広範囲な利用に道を開くことになるのは確実。今後、多方面の行政事務に活用される可能性が大きい個人番号制度については、一自治省だけでなく、内閣、国会に「土俵」を広げた議論と国民の理解が不可欠。(解説記事)

読売新聞(96・3・29朝刊)

番号制度は開かれた論議で

国会という法案審議の場をはじめとする十分な論議もなく、プライバシー侵害の可能性への歯止め措置に関する議論も不十分なまま、「番号制度」が独り歩きしているのが。

便利で安心できる日本独自の全国的(番号)システムはどうあるべきか、本格的に議論すべき時。多角的に開かれた議論をする必要。むしろ、最も警戒しなくてはならないのは、「背番号はイヤだ」といった感情的反応の次元にとどまって、議論もしいうちに番号化の既成事実だけがどんどん進行すること。(社説)

朝日新聞(96・3・29朝刊)

主権巡り思惑も

情報保護なお不安

最終報告は、「国民総背番号制」「プライバシー対策が不十分」といった「中間報告」への批判に対して、十分な「回答」を示したとは言えない。「とにかく制度をスタートさせ、納税者番号導入の主権を握りたい」という自治省の思惑が先行している。

現段階での導入に危うさがつきまとうのは、個人情報保護に関する条件整備が進んでいないからだ。

自治省は、個人情報の保護措置を、住民基本台帳法など個別の法律の改正で対応する考えだ。ただ、一九八八年に制定された個人情報保護法は、国が保有する情報だけを保護対象にしており、地方自治体や民間は対象にしていない。

自治省が導入を急ごうとしている

背景には、厚生省が来年一月スタートさせようとしている基礎年金番号制度がある。最終報告は住民基本台帳の優位性をアピール。

中間報告にあつた「番号」「番号制度」という言葉が消え、「コード」「システム」との表現に変わった。しかし、国民全員を区別する数字をつけていることは変わらない。国民のプライバシーに直結する問題だけに、縄張り争いもからだ役所の私的機関の審議だけが先行し、導入論議が拙速となるような展開は避けなければならない。(政治部解説)

朝日新聞(96・3・31朝刊)

総背番号制は賛成できない

住民基本台帳をもとに、全国にそれなく番号をつけるといふ構想は、つまり国民総背番号制だ。研究会報告は番号はイメージが悪いとして、「住民基本台帳コード」と称している。

しかし、表現を変えても実態が変わるわけではない。国民の間で議論が盛り上がったのではないのに、なぜ自治省が「住基番号制度」の導入を急ごうとしているのか、疑問である。

自治省は、報道機関の多くから反対されたため、研究会メンバーに一部の報道機関の代表を加え、この一年間、批判された点を補強する検討

を進めてきた。しかし、そもそもなぜいまこの制度が必要なのか、は依然としてわからない。

自治省の、住基番号制度を国の各行政分野で進む番号化の中心に据え、省庁間の権限争いで優位に立とうという思惑の存在が、他省庁からも指摘されている。

全国センターは都道府県による共同設置とし、自治省は後ろに退いた形に。しかし、同省は実質的なコントロール権限を手放すまい。

また、システムを管理する都道府県のセンターと全国センターは、役人にとって、新たな天下り先に。その意味でも省益拡大がちらつく構想である。

私たちはいま、一人でいくつもの番号を持って暮らしている。しかし、国民にもれなく共通の番号をつける国民総背番号制度は、次元の異なる問題である。所得や納税、年金の記録を乗せれば、即徹底した制度になる。

私たちは、すべての個人情報を一元的に管理される危険を冒すよりも、複数の番号を持って暮らす方を選びたいと考える。国民総背番号制度の導入には反対である。(社説)

毎日新聞(96・3・31朝刊)

国民総背番号だ

自治省の狙いは一言でいえば国民

総背番号制の導入。国家が国民の生まれた瞬間に番号を付す行為が、憲法の保障する個人の尊厳を侵すのではという基本的問題がある。

この報告書には手続き面と内容面で重大な疑点がある。この報告書は密室で議論された。私たちは再三、情報公開を求めたが、「取り扱い注意」で出せないと断られた。自治省行政局長の私的研究会とはいえ、国民に理解を求めるといふなら研究会の在り方も含め議論の過程を国民に投げかけていくべきだった。

今回の国民総背番号制は単なる行政の事務処理でなく、国の在り方を左右する重大な決定行為である。いったん番号制度が導入されれば、確実に番号管理社会に自己増殖していく。見通しを明らかにせず、あいまいなままになし崩し的に実行に移していこうというのは、汚いやり方だ。

プライバシー保護の具体的提案が先送りされている。データベースの結合を、どう禁止するのか、内容がない。もし絶対にそれをさせないというのなら、事前にデータベース結合禁止法なりを、きちんとつくっていくべき。

民間利用をさせないとしているが、絶対にダメとは言っていない。個人情報が発所や企業から漏れて売られ

ているらしいのだが、はたして研究会はその実態を調べたのだろうか。すでに番号制の導入されている国について、番号の民間利用やその功罪を研究したのだろうか。

カード発行もあいまい。任意取得となつてはいるが、身分証明書として利用されるようになり、限りなく強制携帯に近づいていく。

報告書は総背番号制が地方分権に役立つと強調。しかし、本当に各市町村からそういう発案があつたのか。地方自治体からそんな声が上がつたとは聞いていない。今回は自治省が開発業者と組んで推進しようとするものであり、地方自治体への押しつけである。制度に対して地方自治体は拒否できるのか。個人が番号を拒むことができるのか。

膨大な投資の費用対効果を考えた行く末は、結局はカードの多目的化、身分証明書としての必携強化。

私たちはデータベース設置法のような対案を用意しながら、総合的な情報公開を求めていきたい。

(日曜論争・住民番号制) 白石孝さんの発言から

白石孝さんは、先日のPIJシンポジウムで、パネラーとなつた方です。右の記事は市民団体「プライバシー・アクション」共同代表として発言されたものです。

編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171

Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美

Published by

Privacy International Japan(PIJ)

IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171,Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

NetWorkのつぶやき

・自治省の「最終報告」、本号の、PIJの分析と新聞各紙の解説をお読みいただければ、そのとんでもない「まやかし」の正体がおわかりいただけるでしょう。ただし、日経新聞は「最終報告」を納税者番号制度の「一選択肢」としか考えていない。こんな論調では、日本の経済を「指導」する新聞として、恥ずかしいと思うのだが.....

(T